

パークアンドライド事業専用駐車場使用貸借契約書

[事業の目的]

第1条 高知市郊外から高知市中心部へ流入する交通量の抑制を図るため、郊外部で公共交通機関の停留場に近接した駐車場にマイカーを駐車し、公共交通機関に乗り換えることによって、道路渋滞の緩和や環境への負荷低減に寄与することを目的とする。

[契約に際して甲乙の関係]

第2条 とさでん交通株式会社（以下甲と言う）と_____（以下乙と言う）は、パークアンドライド事業にかかる専用駐車場使用に関し、次のとおり貸借関係を締結する。

[駐車場の契約]

第3条 甲はパークアンドライド事業専用駐車場 県立美術館通 No._____ を次条以下の約定で乙に貸与し乙はこれを借り受ける。

- 乙の使用貸借期間は、原則として使用許可を受けた日から1ヶ月とし、乙からの解約の申し出があった場合又は、不適正な使用等により使用を取り消した場合以外は自動更新とする。

[駐車場の利用]

第4条 当該駐車場は道路建設用地であり、工事及び管理の都合上使用できなくなる場合があることを了承する。この場合、使用できなくなるいかなる不利益にも、甲及び県をはじめとする行政機関は、その保証について一切行わないものとする。

- 乙は、前項の駐車場をパークアンドライド事業専用駐車場として使用し、その他の目的に一切これを使用しない。
- 乙は、いかなる事由に関わらず、駐車場を利用する権利の譲渡、転貸、又は第三者に使用させるような行為をしない。
- 乙は、駐車する自動車を変更する場合は、事前に甲に連絡するものとする。
- 甲は、駐車場内における事故（天変地異を含む）については、一切責任を負わない。なお、駐車場内におけるトラブル等については、当事者間の責任において処理をするものとする。
- 乙は、甲が発行する当駐車場から目的地までの通勤または通学定期券を継続して購入しなければならない。
- 甲は、乙が前記各号2から6のいずれかに該当するか本事業の為の書類を提出しない場合、当駐車場の利用を取り消すものとする。

[駐車場使用者の義務]

第5条 パークアンドライド事業の参加取りやめ、当該駐車場を使用しなくなった場合もしくは、定期券の継続購入をしない場合は、速やかに駐車許可証及び定期券を返納するものとする。

- 駐車場及びその付帯設備に、汚損、破損等の損害を生じせしめた場合は、乙は直ちに甲に連絡し、自己の責任においてこれを補修する。但し、これらの復旧補修は、乙の費用により甲が行う。
- 甲が、予告なく駐車許可証及び定期券の提示を求めたとき、乙は甲にその提示を遅滞なく提示しなければならない。

[駐車許可証の掲示]

第6条 乙は、自動車の駐車時には、必ず車外から良く見える場所に駐車許可証を掲示しなければならない。

- 掲示忠告をもっても、改めない場合は、その許可を取り消すものとする。

[事業中止の際の定期券の取り扱い]

第7条 甲がパークアンドライド事業を中止した際に、乙が3ヶ月または6ヶ月定期券を購入している場合であっても定期券の使用を中止する際は、当社規程により払い戻しを行うものとする。ただしその際発生する払い戻し手数料や無効日となる日数について、乙は甲に対して求償等しないものとする。

本契約の証として、本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各一通を保管する。

令和 年 月 日

甲 高知市棧橋通4丁目12番7号 とさでん交通株式会社

乙 氏名 _____ 住所 _____ 印

電話番号 _____ 携帯電話番号 _____

勤務先 _____ 勤務先電話番号 _____

自家用車の番号 _____ 車両の長さ _____ cm

※お客様にご記入いただきました情報は、パークアンドライド事業の管理のみに使用し、個人情報として厳正に取り扱うものとします。